

秋田県告示第482号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成27年11月6日

秋田県知事 佐竹敬久

1 供用開始の区間

| 道路の種類 | 路線名 | 区間 |
|-------|----------|--------------------------|
| 県道 | 神岡南外東由利線 | 大仙市南外字金屋109番20から広表11番2まで |

2 供用開始の期日 平成27年11月20日14時

3 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(1) 場所 仙北地域振興局建設部用地課

(2) 期間 平成27年11月6日から同月20日まで

秋田県告示第483号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成27年11月6日

秋田県知事 佐竹敬久

1 供用開始の区間

| 道路の種類 | 路線名 | 区間 |
|-------|------|-------------------------|
| 一般国道 | 105号 | 大仙市南外字上野79番4から金屋145番3まで |

2 供用開始の期日 平成27年11月20日14時

3 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(1) 場所 仙北地域振興局建設部用地課

(2) 期間 平成27年11月6日から同月20日まで